

いじめ防止基本方針

矢板市立安沢小学校

いじめ防止対策推進法の交付をうけ、いじめの防止等に関する基本的な方針を下記のように定めることとする。

矢板市立安沢小学校いじめ防止基本方針

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「児童指導委員会」を組織し、未然防止に向けた対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて組織的に対応する。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題について、校内研修を年間計画に位置付け、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上を図る。

2 いじめの未然防止に向けて

- 児童の一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを、教職員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめられている児童や保護者の立場になって対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的・継続的に対応する。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向けて取り組めるようにする。
- いじめを見ていた児童については、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導し、良好な人間関係の構築に努める。

安沢小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) 児童指導委員会(いじめ対策委員会を含む)

① いじめ問題の未然防止・早期発見のための委員会を組織する。

ア 委員 全教員

イ 実施する取組

＜未然防止対策＞

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関するアンケート
- ・Q-U調査の実施と結果分析
- ・校内研修の計画、実施
- ・配慮を要する児童への支援策検討、実施

＜早期発見対策＞

- ・いじめに関するアンケート実施と結果分析
- ・情報交換による児童の状況把握と情報の共有

ウ 取組の改善

評価を行い、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかを確認し、実効あるものに改善を図る。

② いじめが起きたとき、いじめが疑われる事案が発生したとき

ア 委員 全職員 SC(スクールカウンセラー)

イ 実施する取組

＜調査方針、分担等の決定＞

- ・目的の明確化
- ・優先順位の決定
- ・関係児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡
- ・市教育委員会への報告
- ・関係機関への報告(必要に応じて 警察、福祉関係、医療関係等)

＜指導方針の決定、指導体制の確立＞

- ・学年への指導支援
- ・被害者、加害者への指導支援
- ・学級への指導支援
- ・保護者との連携
- ・市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域との連携(区長、民生児童委員等)

(2) 校内研修

- ・いじめに関する校内研修を実施し、未然防止に向けた意識の向上、即時対応ができるようにする。

2 いじめの未然防止に向けて

(1)計画的な指導

いじめ問題についての評価を実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2)いじめが起これにくい学校づくり

- ・ 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、いじめの起これにくい学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的・計画的な指導に努める。
 - ア 学業指導の充実
 - ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
 - イ 道徳教育の充実
 - ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方を自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
 - ウ 特別活動の充実
 - ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
 - ・ 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。
 - エ 人権が守られた学校づくりの推進
 - ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
 - ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うようにする。
 - ・ 人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分で人間関係の問題を解決できる力を育成する。
 - オ 保護者・地域との連携
 - ・ PTA教育講演会や学年PTA等において、保護者を対象とした啓発を実施し、人権感覚を高めていく機会とする。
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」や「行動計画」をHPやたより等を通して保護者や地域に周知する。

(3)指導上の留意点

- ・ いじめられる側にも問題があるという認識は絶対にならないようにする。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒に対しては、障害を踏まえた児童理解に努め、適切に指導する。

(4)ネットいじめへの対応

- ・ 携帯電話、スマートフォン等は、校内への持ち込みや使用を禁止する。
- ・ 学級活動等を活用して、情報機器の適切な使用法や情報モラルについて指導する。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に使用ができるよう啓発に努めるとともに、PTAとして研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1)早期発見のための認識

- ・ 些細な徴候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2)早期発見のための手立て

- ・ 定期的に教育相談の時間を設けて、児童が気軽に相談できるような雰囲気づくりに努め、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・ 毎週金曜日に児童指導に関する情報交換会を開催し、気になる児童の情報を共有し、組織的な対応に努める。
- ・ SCとの連携を図り、情報を共有しながら即時対応に努める。
- ・ いじめに関するアンケートを実施し、定期的なチェックを行う。
- ・ 家庭との情報交換を密にし、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1)早期解決のための認識

- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2)早期解決のための対応

- ・ 関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係を迅速かつ的確に調査する。状況によっては、外部機関とも連携する。

(3)児童生徒、保護者への支援

- ・ いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導助言をする。
- ・ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないよう、継続的に指導援助する。
- ・ いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導援助にあたる。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめ問題について話し合わせるなど、児童に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であると感じ取らせる。
- ・ からかったり茶化したりする行為は、いじめを助長するものとなること、いじめと同様の行為であることを指導する。
- ・ いじめがあることを、誰かに知らせる勇気をもつことが大切であることを指導する。

(5)ネットいじめへの対応

- ・ 児童の生命、財産に等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切な対応を求める。

- ・ ネットいじめを発見した場合には、児童指導委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

(6)警察との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、警察署の生活安全課と連携して対処する。

(7)継続的な指導援助

- ・ 単に謝罪で解決したこととせず、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導援助する。
- ・ 双方の児童や周囲の児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるような集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1)市教育委員会に報告するとともに、警察署等関係機関に通報し指導助言を求める。
- (2)児童指導委員会を開催し、役割を明確にしながら調査、対応する。
- (3)いじめられた児童やその保護者、いじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時適切な説明をする。
- (4)当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会において状況を説明するとともに、解決に向けて協力依頼する。
- (5)児童指導委員会を中心に、速やかに再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。